

岩手県告示第494号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨奥州市長から次のとおり通知があった。

令和7年8月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市の一部及び胆沢郡金ヶ崎町全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年6月30日から令和8年3月16日まで
- 3 実施する公共測量の種類 デジタル航空写真撮影（地上画素寸法11.5 c m）